

保健福祉委員会

令和8年4月8日

【庶務報告】

〔福祉部〕

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 36 条 1 項、同 26 条の5及び同 11 条に基づく処分の差止め請求事件に係る訴えの変更申立てについて
(障害福祉課長)
- (2) 最高裁判所の判決を踏まえた保護費等の追加給付について (西生活課長)

〔健康部〕

- (1) 肺がん検診における検査項目の一部変更について (健康推進課長)
- (2) 精神保健相談窓口の拡充について (保健予防課長)
- (3) 高齢者肺炎球菌定期接種対象ワクチンの変更について (保健予防課長)

〔子育て支援部〕

- (1) 子どもの多様な体験機会の確保事業費助成の実施について
(子ども・若者担当課長)
- (2) 意見表明等支援事業におけるアウトリーチの実施について
(子ども・若者担当課長)

〔児童相談部〕

- (1) ヤングケアラー相談専用電話の開設について (子ども家庭支援課長)

庶務報告 N o . 1
福 祉 部
令 和 8 年 4 月 8 日

特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条1項、同26条の5及び同11条に基づく処分の差止め請求事件に係る訴えの変更申立てについて

障害福祉課

次のとおり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条1項、同26条の5及び同11条に基づく処分の差止め請求事件に係る訴えの変更申立てがあったため、報告するもの

1 原告の主張（変更前）

被告が原告に対し令和6年3月28日付けでした特別障害者手当認定処分のうち、「障害の程度についての認定の適正を期するため、必要に応じ期間を定めて認定すること」の有期認定の「必要」は認められず、当該有期認定は著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

そして、当該有期認定の期限の到来により行われる再認定に係る障害認定診断書の提出命令及び当該命令に従わないことを理由に特別障害者手当を支給しないこととする処分は、違法な当該有期認定に起因する一連の流れであって、全て同一目的・同一効果を有するものであるから、著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

2 原告の主張（変更後（下線部が変更部分））

被告が原告に対し令和6年3月28日付け及び令和8年1月7日付けでした特別障害者手当認定処分のうち、「障害の程度についての認定の適正を期するため、必要に応じ期間を定めて認定すること」の有期認定の「必要」は認められず、当該有期認定は著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

そして、当該有期認定の期限の到来により行われる再認定に係る障害認定診断書の提出命令及び当該命令に従わないことを理由に特別障害者手当を支給しないこととする処分は、違法な当該有期認定に起因する一連の流れであって、全て同一目的

・同一効果を有するものであるから、著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

3 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条1項、同26条の5及び同11条に基づく処分の差止め請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]
[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨（変更前）

ア 被告が原告に対し令和6年3月28日付けでした特別障害者手当認定処分につき、そのうち「有期認定」「有（2年）」「令和7年10月に再度障害の状態を確認する必要があります」との認定が無効であることを確認する

イ 被告は、原告に対し、被告の原告に対する特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条1項に基づく特別障害者手当の再認定に係る障害認定診断書の提出命令に原告が従わないことを理由として、特別児童扶養手当等の支給に関する法律26条の5が準用する同法11条に基づき、令和7年11月から特別障害者手当を支給しない処分をしてはならない

ウ 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

(6) 請求の趣旨（変更後（下線部が変更部分））

ア 被告が原告に対し令和6年3月28日付けでした特別障害者手当認定処分につき、そのうち「有期認定」「有（2年）」「令和7年10月に再度障害の状態を確認する必要があります」との認定が無効であることを確認する

イ 被告が原告に対し令和8年1月7日付けでした特別障害者手当認定処分につき、そのうち「有期認定」「有（3年）」「令和11年1月に再度障害の状態を確認する必要があります」との認定が無効であることを確認する

もしくは

被告が原告に対し令和8年1月7日付けでした「有期認定」「有（3年）」
「令和11年1月に再度障害の状態を確認する必要があります」との特別障害者
手当認定処分にもかかわらず、原告が被告に対し、令和11年1月に特別児童扶
養手当等の支給に関する法律36条1項に基づく書類その他の物件を提出する義
務がないことを確認する

ウ 被告は、原告に対し、被告の原告に対する特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条1項に基づく特別障害者手当の再認定に係る障害認定診断書の提出命令に原告が従わないことを理由として、特別児童扶養手当等の支給に関する法律26条の5が準用する同法11条に基づき、令和11年1月から特別障害者手当を支給しない処分をしてはならない

エ 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

4 事件の経過

- (1) 令和7年10月3日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年11月6日）
- (2) 令和7年12月4日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和8年2月19日 第2回口頭弁論期日
- (4) 令和8年3月19日 第3回口頭弁論期日（原告による訴えの変更申立て）

5 区の方針

引き続き、特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

最高裁判所の判決を踏まえた保護費等の追加給付について

西生活課
東生活課

平成 25 年の生活扶助基準改定については、令和 7 年 6 月 27 日、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決により、その一部について国の裁量権の逸脱、濫用があり、違法であるとし、保護変更決定処分を取り消す判決が言い渡された。この判決を受け、国は改定当時の基準と新たな基準との差額を追加給付することとなった。

本区においては、国が示す内容に基づき追加給付を実施する。

1 対象世帯（想定件数）

- (1) 生活保護受給世帯 10,713 世帯
- (2) 生活保護廃止世帯 4,829 世帯

2 給付手続き

- (1) 生活保護を受給している世帯は、決定通知書を送付し給付
- (2) 平成 25 年 8 月以降、生活保護を受給し、現在は生活保護を廃止している世帯は、追加給付に関する申出による給付

3 追加給付の概要

(1) 追加給付の範囲

- ア 平成 25 年 8 月から平成 30 年 9 月までの居宅の基準生活費
- イ 平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの加算等（障害者加算等）
- ウ 原告の方には、別途特別給付金を支給

(2) 給付額

平成 25 年基準改定のデフレ調整（ $\Delta 4.78\%$ ）を廃止し、再算定した基準改定率（ $\Delta 2.49\%$ ）により保護費の再計算を行い、その差額を追加給付する。

4 予算措置

保護費及び委託料を令和 8 年度第一次補正予算に計上する予定である。

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和 8 年 4 月 区公式ホームページ掲載
- 5 月 対象世帯抽出
- 8 月 生活保護受給世帯への給付開始
- 9 月 生活保護廃止世帯への給付開始

庶務報告 N o . 1
健 康 部
令和 8 年 4 月 8 日

肺がん検診における検査項目の一部変更について

健康推進課

国のがん検診実施の指針の一部改正に伴い、令和 8 年度より肺がん検診における検査項目を一部変更することを報告するもの

1 肺がん検診について

(1) 対象及び検査項目

40 歳以上の区民を対象とし、これまでは問診及び胸部エックス線検査を行い、50 歳以上かつ喫煙指数（1 日に吸うたばこの本数×喫煙年数）600 以上の者に対して喀痰検査を行ってきた。

令和 8 年度からは問診及び胸部エックス線検査に変更して行う。

(2) 令和 8 年度実施期間

6 月 1 日から 9 月 30 日まで

(3) 実施方法

ア 区が実施する特定健康診査、長寿医療健康診査、基本健康診査等と同時に受診する。

イ ア以外の場合、区に受診券を申込み、単独受診する。

2 変更の経緯

(1) 背景

喀痰検査は、肺がん死亡率の減少効果があることから、肺がん検診の検査項目として実施してきた。

近年、喫煙率の低下等により一部の肺がんが減少し、喀痰検査で発見される肺がんが 1/10 以下に減少したため、肺がん検診における喀痰検査の効果は非常に小さいと評価されている。

(2) がん検診実施の指針の一部改正

国のがん検診実施の指針が令和 7 年 12 月 24 日付一部改正となり、肺がん検診の検査項目から喀痰検査が削除され、肺がん検診の際、喀痰の有無を聴取し、医師が症状と認める場合は医療機関への受診を指導することとなった。（適用日 令和 8 年 4 月 1 日）

(3) 区への対応

令和 8 年 3 月 24 日に開催した葛飾区がん検診精度管理委員会において検討した結果、検査項目を問診及び胸部エックス線検査に変更する。

3 周知方法

肺がん検診受診者には個別に案内を行うとともに、広報かつしか（5月15日号）、区公式ホームページ及びSNSに掲載し、葛飾区医師会及び実施医療機関に周知する。

精神保健相談窓口の拡充について

保健予防課

1 概要

これまで保健予防課では、精神保健業務として、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療等の申請受付を行ってきた。

近年、精神保健相談の件数は増加傾向にあり、あわせて相談内容の多様化・複雑化も進んでいる。このため、区民が早い段階で適切な支援につながる体制を強化することを目的に、相談体制の拡充を図る。

2 拡充内容

- (1) 保健予防課において、電話または来庁による精神保健に関する一次的な相談受付を新たに実施する。
- (2) 保健師または精神保健福祉士が相談内容を聞き取り、整理を行い、必要に応じて関係部署及び関係機関による適切な支援につなぐ。

3 効果

保健予防課において一次的な相談窓口を設けることで、相談先が分からないことによる支援の遅れを防ぎ、区民が不安を抱えた早期の段階で相談できる環境を整えるものである。

4 開始時期

令和 8 年 4 月

5 周知方法

広報かつしか（4月 25 日号）、区公式ホームページ及び SNS により周知する。

高齢者肺炎球菌定期接種対象ワクチンの変更について

保健予防課

1 概要

予防接種実施規則の一部改正に伴い、令和8年4月1日から高齢者肺炎球菌定期接種で使用するワクチンが変更になるもの

2 対象者

次のいずれかに該当する区民（ただし、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種完了者を除く）

- (1) 65歳の者
- (2) 60歳以上65未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

3 変更後のワクチン

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン

※従来のワクチンは定期接種の対象から除外

4 自己負担額

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの接種単価にあわせて、自己負担額を4,000円から5,500円に変更

5 区民等への周知

広報かつしか（4月15日号）、区公式ホームページ及びSNSに掲載するとともに、区内医療機関、医師会、訪問看護ステーション等の関係団体に周知

子どもの多様な体験機会の確保事業費助成の実施について

子ども・若者担当課

1 目的

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」及び「こどもの貧困対策」がライフステージを通じた重要事項として掲げられた。また、令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において、「こどもが多様な体験の機会を得られないこと」が解消すべき「こどもの貧困」の一つとして位置付けられた。

こうした動きを踏まえ、子どもの多様な体験機会を確保するため、東京都の補助事業を活用し、助成事業の拡充を図るもの

2 実施内容

(1) 子どもの多様な体験機会の確保事業費助成（新規事業）

ア 助成対象団体

行政機関と連携し、養育環境等に課題があり支援を必要とする子どもの受入れ及び当該子どもが抱える課題の解決に向けた支援を行っている、営利を目的としない地域活動団体

イ 助成対象事業

体験格差の解消に資する事業

(例) キャンプや農業体験などの自然体験

演劇鑑賞や陶芸教室などの文化的体験

球技や武道などのスポーツ体験 等

ウ 事業利用対象者

原則、18歳未満の子ども

エ 助成上限額

1団体当たり50万円（助成率10/10）

オ 助成対象経費

助成対象経費	内容例
報償費	講師・ボランティアに係る謝礼
需用費	消耗品費、印刷費
役務費	運搬料、保険料
使用料及び賃借料	施設使用料
委託料	事業の実施に係る委託料

(2) 子ども・若者支援活動費助成における体験活動事業（既存事業拡充）

ア 助成対象団体

子ども食堂や学習支援等の日常的な活動に対して、本助成金の交付を受けている地域活動団体

イ 助成対象事業

2（1）の新規事業と同じ

ウ 事業利用対象者

おおむね39歳までの子ども・若者

エ 助成上限額

新	旧
1団体当たり <u>30万円</u> 又は参加者数に3,000円を乗じた額のいずれか少ない額（助成率2/3）	1団体当たり <u>10万円</u> 又は参加者数に3,000円を乗じた額のいずれか少ない額（助成率2/3）

オ 助成対象経費

2（1）の新規事業と同じ

3 予算措置（令和8年度当初予算計上額）

(1) 歳入 5,000千円

子ども家庭支援包括事業費（都補助率10/10）

（東京都の補助事業実施期間は令和9年度まで）

(2) 歳出 5,000千円

新規事業 2,000千円（補助金 500千円×4団体）

既存事業 3,000千円（補助金 300千円×10団体）

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月 広報かつしか及び区公式ホームページ掲載

申請受付開始

10月 申請締切

意見表明等支援事業におけるアウトリーチの実施について

子ども・若者担当課

1 目的

令和5年10月1日の葛飾区子どもの権利条例の施行及び葛飾区児童福祉審議会の設置を契機に、児童相談所等から独立した立場で子どもの意見表明を支援する仕組みである意見表明等支援事業（児童福祉法第6条の3第17項）を実施しているところである。

これまでの児童からの要請による意見表明等支援員の派遣に加え、今後は、一部施設に対してアウトリーチ（定期訪問）を委託により実施することで、児童が安心して意見を表明できる機会と体制の充実を図るもの

2 概要

(1) 業務内容

意見表明等支援員が定期的に施設訪問することにより、児童との関係性を築きながら、生活における悩みや不満、措置の内容に関する児童の意見を把握する。聴取した内容は記録し、区にフィードバックする。

(2) 契約期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
（5月中は事業構築期間とし、6月1日から定期訪問を実施）

(3) 事業の対象者

児童相談所の一時保護所に入所している児童等

(4) 訪問頻度

月4回程度

(5) 意見表明等支援員

社会福祉士、保育士等の資格を有し、福祉や心理等、児童の意見表明を支援するために必要な一定のスキルを身に付けている方等

(6) 主な聴取内容

- ア 日常生活や職員の指導等に関する事
- イ 現在及び今後の措置等に関する事

3 予算措置（令和8年度当初予算計上額）

- (1) 歳入 2,950 千円
子供の権利擁護環境整備事業費（都補助1／2）
- (2) 歳出 9,174 千円

ヤングケアラー相談専用電話の開設について

子ども家庭支援課

1 経緯

本区では、令和 4 年度に、ヤングケアラーに対する包括的な支援の構築に向けた基礎資料とするため、小学 4 年生から高校生世代の子ども及び関係機関を対象に調査を実施するとともに、令和 5 年度からは、葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会の作業部会として「ヤングケアラー支援作業部会」を設置し、ヤングケアラーの相談対応及び支援策に関して検討を行ってきた。

また、令和 6 年 6 月には、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）が改正され、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として、ヤングケアラーが明記された。

これらの状況を踏まえ、このたび、ヤングケアラーに関する主な相談窓口として位置付けている子ども総合センターに、ヤングケアラー相談専用電話（以下「専用電話」という。）を設置するもの

2 設置目的及び概要

ヤングケアラーと思われる子どもを的確に支援につなげるためには、ヤングケアラー本人や周囲の大人等が正しい知識を有し、支援を必要としたときに、相談しやすい環境を整えることが重要である。

このため、子ども総合センターに専用電話を設置し、ヤングケアラー本人や周囲の大人等からの相談機会の更なる充実を図る。

子ども総合センターでは、受け付けた相談について、家族のケアの状況や利用中の福祉サービス等を確認した上で課題を分析し、関係機関との情報共有や役割の調整を行い、必要な支援を実施する。

3 実施内容

(1) 設置場所等

ア 子ども総合センターに 1 回線を設置する。

イ 電話番号 03-3602-1360（令和 8 年 6 月 1 日開設予定）

(2) 支援対象者

区内在住の 18 歳未満の子ども

（18 歳以上の対象者については、くらしのまるごと相談窓口や若者相談窓口等へ引き継ぐものとする。）

なお、専用電話の利用はヤングケアラー本人だけでなく、周囲の大人等の利用も可能とし、幅広い相談に応じる。

(3) 受付日時

月曜日から土曜日まで（祝日・年末年始を除く。）

午前8時30分から午後5時まで

(4) 相談員

子ども家庭支援課相談担当職員

4 予算措置

令和8年度当初予算の範囲内で対応する。

5 スケジュール（予定）

令和8年4月 相談員研修の実施

5月 区民、関係機関への周知

6月 専用電話開設

6 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、区公式SNS、関係機関におけるポスター掲示やチラシの配布及び学校を通じての情報提供、保護者連絡アプリケーションによる配信、学校内におけるポスター掲示等により周知する。

令和8年度 福祉部・健康部・子育て支援部・児童相談部 幹部職員異動名簿

令和8年4月1日付

【福祉部】

NO	新任職	氏名	前任職
1	福祉部長	鈴木雄祐	子育て支援部長
2	福祉管理課長	吉永郁哉	介護保険課長
3	災害要配慮者支援担当課長	石川統太	福祉管理課・係長
4	くらしのまるごと相談課長	富里友季子	児童相談部 子ども家庭支援課長
5	障害福祉課長	土屋隆雄	監査事務局長
6	介護保険課長	仲 はる子	災害要配慮者支援担当課長
7	西生活課長	高橋裕之	教育委員会事務局 地域教育課長
8	東生活課長	松木まり子	健康部健康推進課長

【健康部】

NO	新任職	氏名	前任職
1	健康部長 健康部参事（保健所長）兼務	尾本光祥	北区健康部長
2	健康推進課長	山岸健司	環境部環境課長
3	歯科保健担当課長	田村道子	渋谷区健康推進部 地域保健医療担当課長

【子育て支援部】

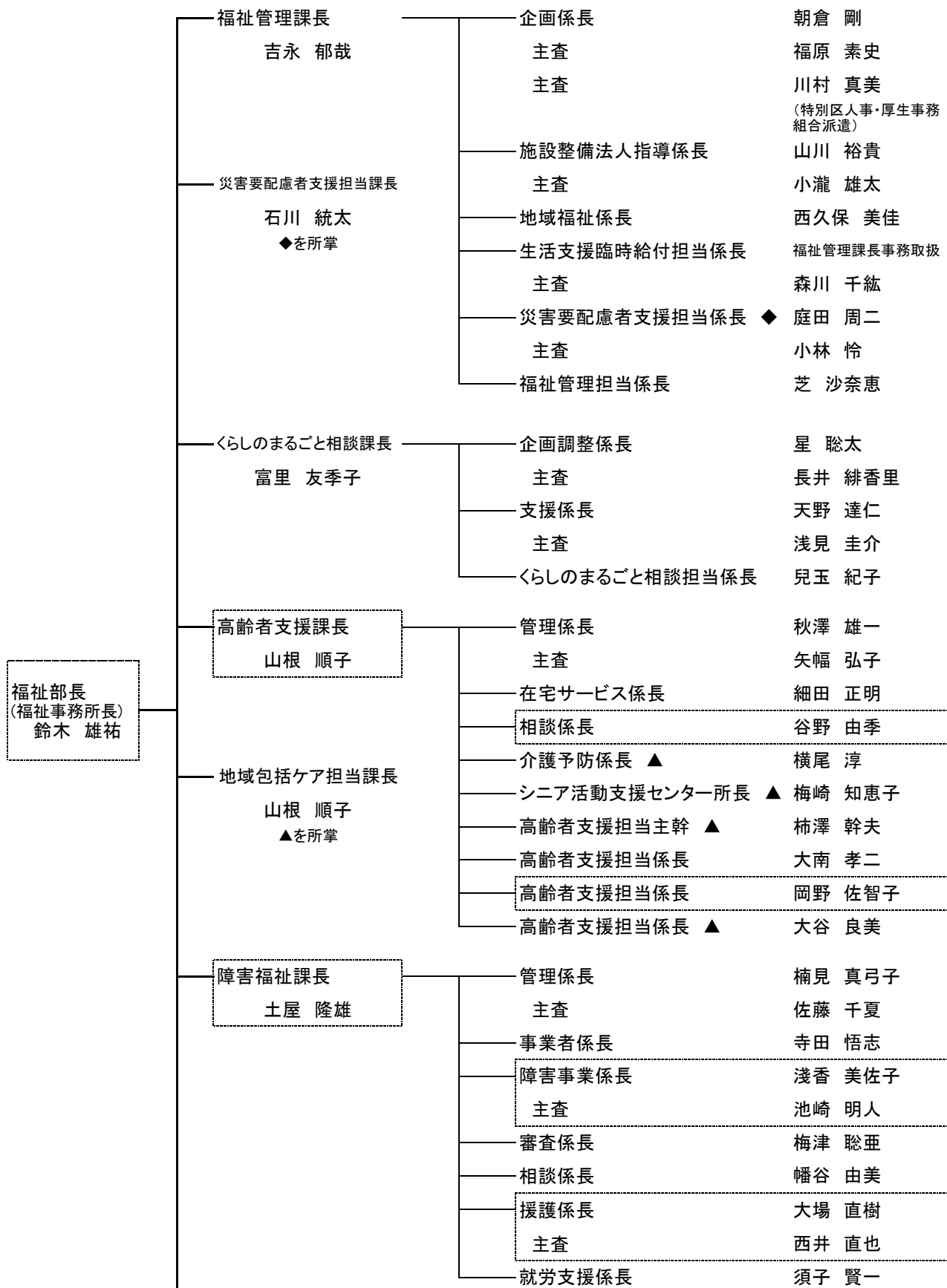
NO	新任職	氏名	前任職
1	子育て支援部長	福島啓介	事業推進担当部長
2	子育て応援課長	有園孝延	児童相談部 子ども家庭支援課・係長

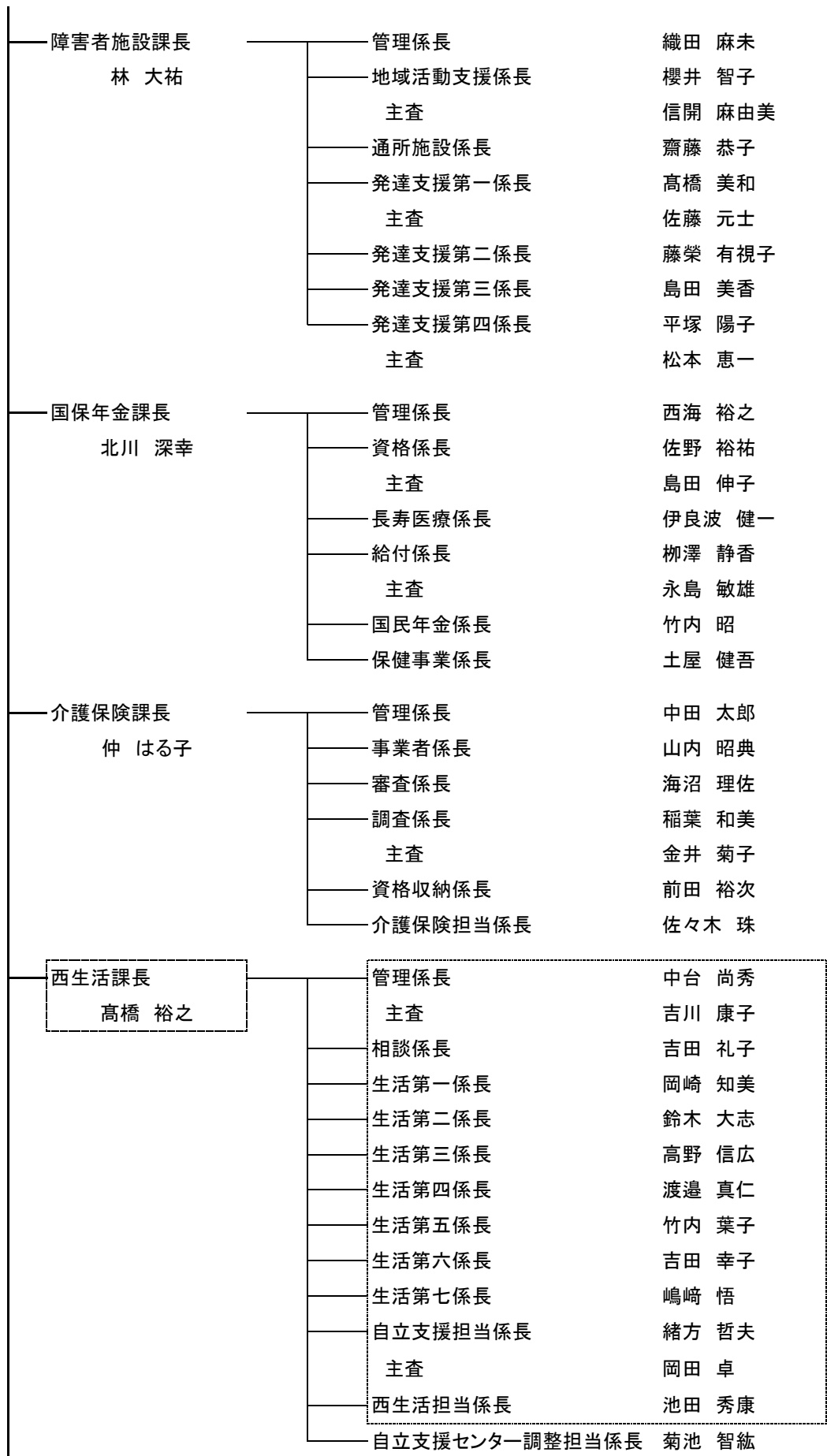
【児童相談部】

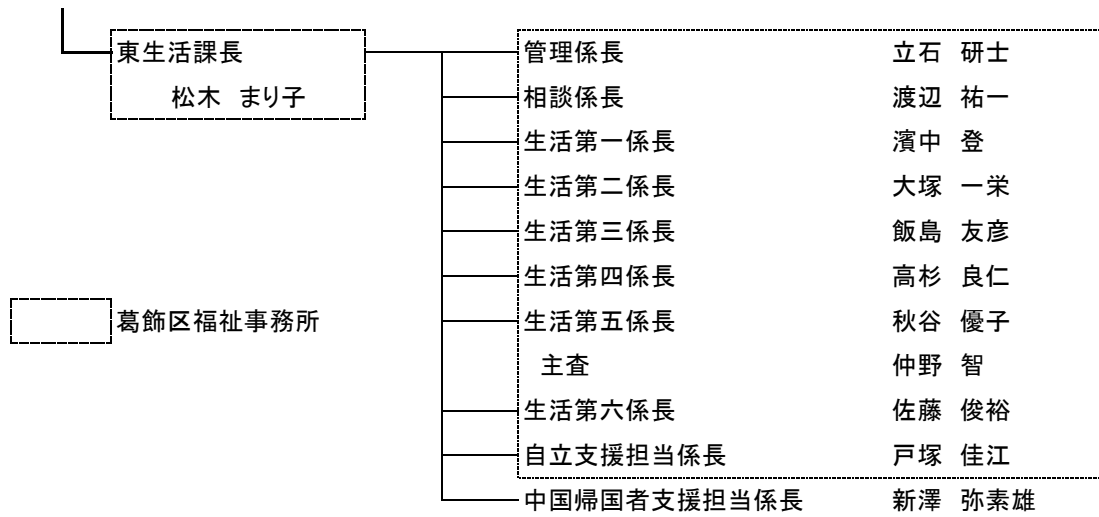
NO	新任職	氏名	前任職
1	児童相談部参事 児童相談課長事務取扱	森孝行	児童相談課長
2	子ども家庭支援課長	熊田寛子	子育て支援部子育て応援課長

福祉部組織図

令和8年4月1日現在

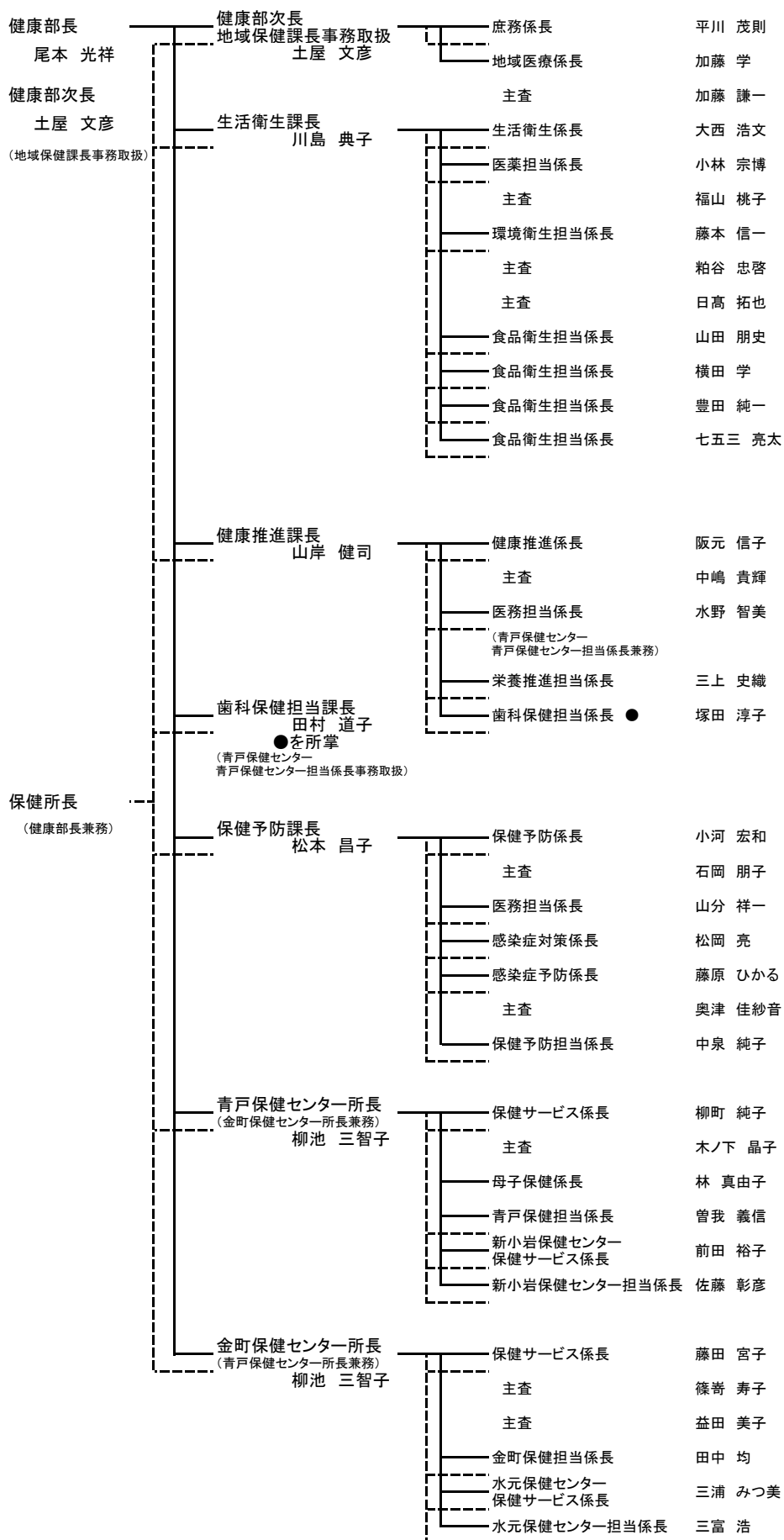






健康部(保健所)組織

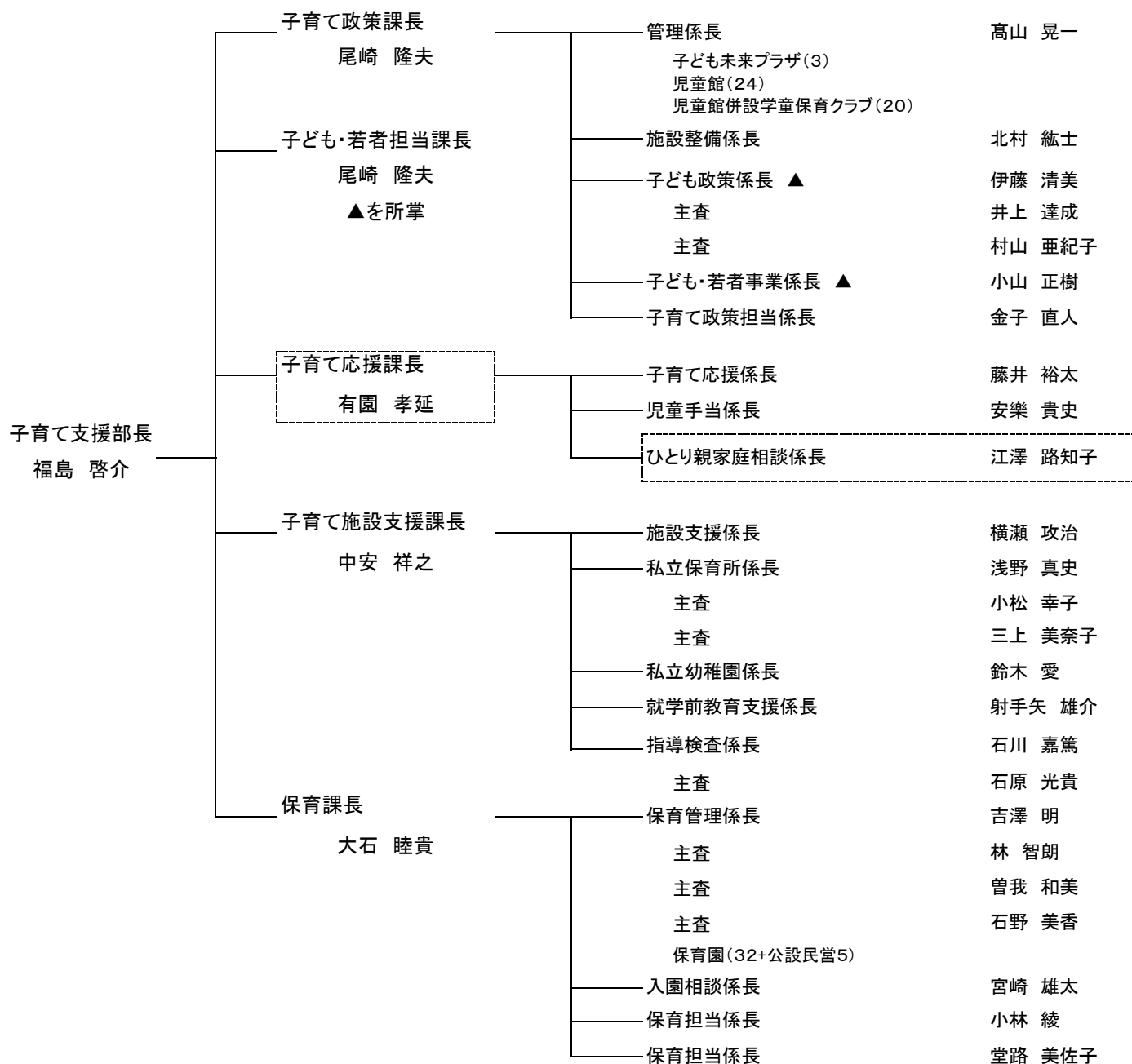
令和8年4月1日現在



※ ————— 健康部
 - - - - - 保健所

子育て支援部組織図

(令和8年4月1日現在)



葛飾区福祉事務所

子育て支援部 児童館長・子ども未来プラザ所長等 令和8年4月1日現在

施設名	館長（所長）名	主査
小菅児童館	石川 祐佳	
梅田児童館	桂野 晴美	
白鳥児童館	岡本 治子	櫻田 寿美子
		柴田 知子
柴又児童館	亀本 須美子	
南奥戸児童館	中野 孝行	
中道児童館	小野寺 典子	
南新宿児童館	横尾 明美	
新水元児童館	高橋 久代	
東金町児童館	瀬戸 ルミ子	
幸田児童館	横田 純子	
堀切児童館	根津 浩子	
鎌倉児童館	加茂 佳之	
東堀切児童館	原田 美智子	
花の木児童館	佐久間 京子	
青戸児童館	泉谷 知栄	城津 正美
末広児童館	吉田 真由美	
青戸中央児童館	日置 陽子	
亀有児童館	廣井 法子	町田 純子
宝町児童館	滝口 俊一	
西奥戸児童館	石川 裕子	
東奥戸児童館	今野 邦子	
新柴又児童館	谷口 珠美	
高砂児童館	渡邊 久美子	
西亀有児童館	相澤 紀子	
子ども未来プラザ鎌倉	中村 由美子	上島 春美
子ども未来プラザ西新小岩	天童 仁司	早川 千鶴
子ども未来プラザ東四つ木	佐藤 孝子	

子育て支援部・保育園 令和8年4月1日現在

保育園名	園長名	主査
小松保育園	後藤 みよ子	磯部 佳子
白鷺保育園	岩元 真希	齊藤 美智代
		岩見 みどり
双葉保育園	大久保 由紀子	石野 倫子
青戸保育園	大西 恵美子	阿部 智美
		小松 美奈子
上平井保育園	葛西 智子	橋本 奈穂子
		古宮 智子
四つ木保育園	川口 葉子	大上 聡美
小合保育園	星野 英雄	
	公設民営 (福)みよし会	
木根川保育園	高橋 和子	阿津坂 由美子
半田保育園	鶴見 美奈子	石橋 由美子
東新小岩保育園	中島 智子	福田 めぐみ
南堀切保育園	丸山 真由美	中西 美紀
小菅保育園	佐々木 裕子	齋藤 貴子
宝保育園	渡邊 佳代子	堀越 喜美子
		磯部 香代子
住吉保育園	須加尾 知佳	
	公設民営 (福)和泉会	
梅田保育園	片見 悦子	小林 亜里
		張替 昌子
白鳥保育園	岡本 由紀	石橋 悠花
		壺岐 ゆかり
渋江保育園	増田 洋子	有馬 成美
		増田 信子
細田保育園	坂入 登志子	小具 宏枝
二上保育園	今江 志乃舞	吉岡 理絵
南奥戸保育園	菊池 美智子	泉水 雅子
南新宿保育園	塚本 美津子	工藤 正子
		大塚 亜希子
新水元保育園	中川 繁子	土佐 桂子
		和田 佳織
		松津 佳子
南鎌倉保育園	佐藤 友子	南郷 久美

保育園名	園長名	主査
		濱田 美芳
幸田保育園	牧 輝美	大塔 ひとみ
堀切保育園	萩原 友加里	北川 みさと
		小林 資子
		早乙女 直美
道上保育園	菊地 千春	内山 幸江
小菅東保育園	増永 美樹子	久保 朋子
		石井 寛子
会野保育園	嶋田 伊津子	伊藤 由美子
西新小岩保育園	小林 美直子	樫本 未来
		小俣 朗子
東堀切保育園	鈴木 尚子	冨本 志摩子
		山田 桂子
花の木保育園	皆川 君子	永島 香奈子
中青戸保育園	千田 晴美	
	公設民営 (福)厚生福祉会	
東半田保育園	今野 克子	小林 眞樹
		吉田 朱美
たつみ保育園	山本 由美子	
	公設民営 (福)清遊の家	
南白鳥保育園	中畑 和代	山崎 珠水
小谷野しょうぶ保育園	湯本 ゆかり	
	公設民営 (株)プロケア	
新高砂保育園	山本 弘子	七澤 真貴子

児童相談部組織図

(令和8年4月1日現在)

※点線枠内が児童相談所

